

2023年9月4日

株式会社中部プラントサービス

## 「水銀使用製品産業廃棄物」の不適切な処理について

2023年6月にお客さまより、当社が排出事業者として排出した参照電極等について、2017年10月に改正施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」といいます）施行令等により定められた「水銀使用製品産業廃棄物」に該当するとの指摘を受け、社内調査を実施した結果、同法施行規則に則った対応※<sup>1</sup>が行われておらず、通常の産業廃棄物として排出していたことが明らかになりました。

当社は、このたびの事象を下表の行政機関へ報告しました。今後は、各行政機関の指導のもとに再発防止に全力で取り組んでまいります。

※1 水銀使用製品産業廃棄物について

- ① 委託契約書に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。
- ② マニフェストの交付について「水銀使用製品産業廃棄物を含むこと、および数量」を記載すること。
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の処理に関する許可を受けた事業者へ委託すること。
- ④ 保管場所の掲示板に水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを記載し、他と混合するおそれのないように保管すること。

### 【表】

排出事業所名および報告先行政機関

| No. | 排出事業所名（旧事業所）      | 報告先行政機関 |
|-----|-------------------|---------|
| 1   | 知多保修所（知多事業所）      | 愛知県     |
| 2   | 名古屋総合事務所（新名古屋事業所） | 名古屋市    |
| 3   | 三重総合事務所（川越事業所）    | 三重県     |
| 4   | 上越保修所（上越事業所）      | 新潟県     |

### 【再発防止対策】

- ・廃棄物関係法令の情報入手の徹底を図ります。
- ・水銀使用製品産業廃棄物の廃掃法に基づく適正な保管、処理について、従業員に周知を実施します。
- ・産業廃棄物管理責任者を対象とした社内教育を実施します。
- ・水銀使用製品産業廃棄物の一時保管場所に具体的な対象物品を明示し、注意喚起を図ります。
- ・水銀使用製品産業廃棄物の情報入手の徹底を図ります。

【お問い合わせ先】 株式会社中部プラントサービス IT・広報部 052-679-1205

今回、不適切な処理を行った水質監視計器に使用されている参照電極および放電ランプ  
(水銀使用製品産業廃棄物に該当)

参照電極の形状

ガラス電極

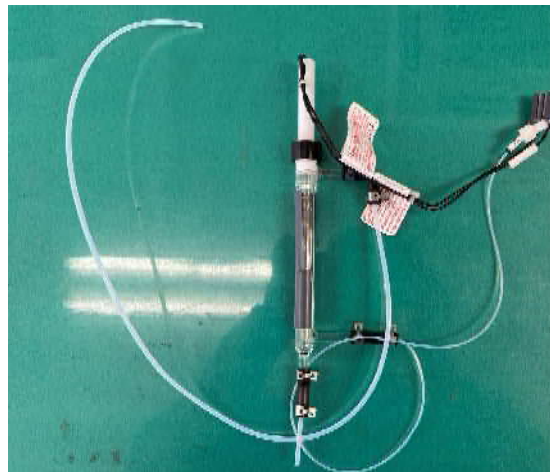


比較電極



電極に微量の水銀を使用

放電ランプの形状



以 上